

平成21年度 第4回 北九州市地方独立行政法人評価委員会

次 第

日 時： 平成21年8月11日（火） 14：00～

場 所： 北九州市役所 5階 特別会議室A

【議 題】

- 1 平成20年度公立大学法人北九州市立大学の業務の実績に関する評価案の決定について
- 2 平成20年度公立大学法人北九州市立大学の業務の実績に関する評価結果の大学への通知及び市長への報告について
- 3 平成20年度公立大学法人北九州市立大学の財務諸表の承認・剰余金の繰越承認について
- 4 第二期中期目標・中期計画の策定に係る評価委員会の開催について

(案)

平成 21 年 8 月 日

公立大学法人北九州市立大学
理事長 阿南 惟正 様

北九州市地方独立行政法人評価委員会
委員長 石田 重森

公立大学法人北九州市立大学の平成 20 年度に係る業務の
実績に関する評価案について (通知)

地方独立行政法人法第 28 条 1 項の規定に基づき、公立大学法人北九州市立大学の平成 20 年度に係る業務の実績について、別添のとおり評価しましたのでお知らせします。

なお、評価結果に対して意見がある場合は、平成 21 年 8 月 17 日までに、評価委員会事務局に「評価結果に対する意見の申立書」をご提出ください。

北九州市地方独立行政法人評価委員会事務局
(北九州市財政局都市経営戦略室)

担当 中西・近藤

TEL 582 - 2160

(案)

平成 2 1 年 8 月 日

公立大学法人北九州市立大学
理事長 阿南 惟正 様

北九州市地方独立行政法人評価委員会
委員長 石田 重森

公立大学法人北九州市立大学の平成 2 0 年度に係る業務の
実績に関する評価結果について (通知)

地方独立行政法人法第 2 8 条 3 項の規定に基づき、公立大学法人北九州市立大学の平成 2 0 年度に係る業務の実績について、別添のとおり評価しましたので通知します。

北九州市地方独立行政法人評価委員会事務局
(北九州市財政局都市経営戦略室)

担当 中西・近藤

TEL 5 8 2 - 2 1 6 0

(案)

平成 2 1 年 8 月 日

北九州市長
北橋 健治 様

北九州市地方独立行政法人評価委員会
委員長 石田 重森

公立大学法人北九州市立大学の平成 2 0 年度に係る業務の
実績に関する評価結果について (報告)

地方独立行政法人法第 2 8 条 1 項の規定に基づき、公立大学法人北九州市立大学の平成 2 0 年度に係る業務の実績について、別添のとおり評価しましたので、地方独立行政法人法第 2 8 条 4 項の規定により報告します。

北九州市地方独立行政法人評価委員会事務局
(北九州市財政局都市経営戦略室)
担当 中西・近藤
TEL 5 8 2 - 2 1 6 0

(案)

平成 2 1 年 8 月 日

北九州市長
北橋 健治 様

北九州市地方独立行政法人評価委員会
委員長 石田 重森

意 見 書

公立大学法人北九州市立大学の平成 2 0 事業年度財務諸表及び利益処分の承認について、地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号。以下「法」という。）第 3 4 条第 3 項及び同法第 4 0 条第 5 項の規定に基づく北九州市地方独立行政法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

- 1 法第 3 4 条第 1 項に規定する財務諸表の承認については、意見はない。
- 2 法第 4 0 条第 3 項に規定する利益処分の承認については、意見はない。

第二期中期目標・中期計画の策定に係る評価委員会の開催について

1 概 要

現行の中期目標・計画が、平成 22 年度末をもって終了するため、第二期中期目標・計画（平成 23～28 年度）等を策定する必要がある。

については、地方独立行政法人法の規定により、評価委員会に意見聴取する事項があるため、評価委員会を開催するもの。

意見聴取事項

- ・ 「見直し方針」に対する意見聴取（法第 31 条第 2 項）
- ・ 「中期目標」に対する意見聴取（法第 25 条第 3 項）
- ・ 「中期計画」に対する意見聴取（法第 26 条第 3 項）

「見直し方針」の策定について

- ・ 法第 31 条第 1 項の規定により、これまでの業務実績等を踏まえ、業務継続の必要性、組織の在り方その他その組織及び業務全般について、「見直し方針」を策定するもの。
- ・ 先行する国立大学法人等の例にならい、第二期中期目標・計画期間の前年度までに、「見直し方針」を策定し、評価委員会から意見を聴取するもの。
- ・ 評価委員会の意見を受けた「見直し方針」を反映し、第二期中期目標・計画を策定するもの。

2 スケジュール（案）

平成 21 年度	2 回程度追加
平成 22 年度	9 回程度（例年の業務実績評価等含む）

第二期中期目標・中期計画策定に係る評価委員会スケジュール(案)

日程	業務評価(例年)	中期目標・中期計画策定
H21.8.11	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第4回 評価委員会</div> ・評価(案)の最終確認等	
H21.11月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第5回 評価委員会</div> ・意見交換(課題整理)
H22.1～2月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第6回 評価委員会</div> ・「見直し方針」(案) 審議
H22.4月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第1回 評価委員会</div> ・ <u>「見直し方針」(案) 意見聴取</u>
H22.5月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第2回 評価委員会</div> ・中期目標(案) 審議
H22.6月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第3回 評価委員会</div> ・ <u>中期目標(案) 意見聴取</u>
H22.7～8月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第4～7回 評価委員会</div> ・平成21年度業務実績評価 ・剰余金、財務諸表等 意見聴取	
H22.11～12月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第8回 評価委員会</div> ・中期計画(案) 審議
H23.1月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第9回 評価委員会</div> ・ <u>中期計画(案) 意見聴取</u>

地方独立行政法人法（抜粋）

（中期目標）

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 略

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 略

3 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4～5 略

（中期目標の期間の終了時の検討）

第31条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（中期目標等の特例）

第78条 公立大学法人に関する第25条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「3年以上5年以下の期間」とあり、及び同条第2項第1号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「6年間」とする。

2 略

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

4 略